

## 商工観光関係事業の取扱いについて

商工観光関係事業の取扱いについて提案する。

平成15年11月26日提出

函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会  
会長 函館市長 井上博司

協議項目第29号

商工観光関係事業の取扱い

- 1 商工関係事業は、函館市の制度に統一する。  
ただし、商工会議所および商工会に対する補助金については、合併後、調整するものとする。
- 2 労働関係事業は、函館市の制度に統一する。  
ただし、季節労働者に対する各種援護制度については、5市町村それぞれの地域特性や経緯を踏まえ、調整するものとする。
- 3 観光関係事業は、現行のとおりとし、5市町村の観光資源を有効活用した観光振興に努めるものとする。
- 4 恵山町、楸法華村、南茅部町の出資企業に対する出資金については、函館市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。

# 1 商工関係事業

## 【調整の具体的な内容】

商工関係事業は、函館市の制度に統一する。  
 ただし、商工会議所および商工会に対する補助金については、合併後、調整するものとする。

### (1) 商工関係事業

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
商店街振興組合等に対する補助金	・商店街等イベント開催支援事業補助金	-	-	-	-
起業家に対する補助金	・チャレンジ補助金	-	-	-	-
新エネルギー関係補助金	・住宅用太陽光発電システム導入補助金	-	-	-	-
工場等の新設・増設に対する支援	制度の内容については、別表のとおり				
工場等の用地取得に対する支援	制度の内容については、別表のとおり				
工場等の従業員雇用に対する支援	制度の内容については、別表のとおり				
中小企業者等に対する支援	制度の内容については、別表のとおり				

### (2) 商工会議所・商工会に対する補助金

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
商工会議所・商工会に対する補助金	・函館市小規模事業経営近代化促進事業補助金	・戸井町商工業事業補助金	・商工会補助金	・商工会指導奨励補助金	・南茅部商工業振興事業費補助金

## 2 労働関係事業

### 【調整の具体的な内容】

労働関係事業は、函館市の制度に統一する。  
 ただし、季節労働者に対する各種援護制度は、5市町村それぞれの地域特性や経緯を踏まえ、調整するものとする。

### (1) 労働関係事業

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
季節労働者に対する貸付	・ 応急生活資金貸付（函館市社会福祉協議会が実施）	・ 戸井町季節就労者援護資金貸付	-	-	-
勤労者に対する貸付	・ 勤労者融資対策貸付金	-	-	-	-

### (2) 季節労働者に対する各種援護制度

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
制 度 内 容	・ 健康診断の実施	・ 健康診断の実施	・ 健康診断の実施	・ 健康診断の実施	・ 健康診断の実施
	・ 地域相談指導員の指導	・ 地域相談指導員の設置	・ 地域相談指導員の設置		・ 地域相談指導員の設置
	・ 就労ハンドブックの作成	・ 就労ハンドブックの作成			
		・ 行政刊行物の送付	・ 行政刊行物の送付	・ 行政刊行物の送付	・ 行政刊行物の送付
		・ 安全就労推進集会の実施			・ 安全就労推進集会の実施
		・ 地域相談指導員等視察研修			
		・ 就労先事業所の訪問			

### 3 観光関係事業

【調整の具体的な内容】

観光関係事業は、現行のとおりとし、5市町村の観光資源を有効活用した観光振興に努めるものとする。

区 分	函館市	戸井町	恵山町	楳法華村	南茅部町
各種イベントの実施・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港まつり補助金</li> <li>・箱館五稜郭祭補助金</li> <li>・湯の川温泉いさり火まつり補助金</li> <li>・高田屋嘉兵衛まつり補助金</li> <li>・はこだて冬フェスティバル補助金</li> <li>・はこだてクリスマスファンタジー補助金</li> <li>・五稜星の夢補助金</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長杯サーフィン大会</li> <li>つつじまつり</li> <li>納涼まつり</li> <li>紅葉まつり</li> <li>は恵山観光協会が実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どうだんつつじ祭り</li> <li>・灯台まつり</li> <li>・恵山岬イルミネーション点灯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南かやべひろめ舟祭り補助金</li> </ul>
観光協会補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・函館国際観光コンベンション協会補助金</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恵山観光協会補助金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・楳法華観光協会補助金</li> </ul>	-
4町村の主な観光施設		ふれあい湯遊館	道の駅なとわ・えさん	ホテル恵風	ホテルひろめ荘
		トーバスヴィレッジ【ムーイ】	シーサイドパークゴルフ場	灯台ファミリー博物館	川汲公園
		町民憩いの丘公園	恵山つつじ公園	恵山岬灯台公園	黒鷲岬展望台
		武井の島展望台	-	水無海浜温泉	健康の森
		-	-	楳法華つつじ公園	町民保養センター

4町村は、東渡島温泉地協議会を設置し、「とーと海鮮まつり」、「モニターバスツアー」、「とーと旅のしおり製作」等の事業を実施している。

#### 4 出資企業

##### 【調整の具体的な内容】

恵山町，榎法華村，南茅部町の出資企業に対する出資金は，函館市に引き継ぎ，管理運営は現行のとおりとする。

##### 出資企業の状況

区 分		恵 山 町	榎 法 華 村	南 茅 部 町
法 人 名		恵山クリーンエネルギー開発（株）	（株）榎法華村振興公社	（株）南かやべ健康村
法 人 の 形 態		株式会社	株式会社	株式会社
設 立 年 月 日		平成12年9月13日	平成9年4月1日	平成6年8月8日
出 資 金 等	総 額	10,000千円	50,000千円	50,000千円
	町村出資金等	5,100千円	50,000千円	26,000千円
	出 資 割 合	51.0%	100.0%	52.0%
役 員 数	総 数	4人	5人以内	9人
	町村職員数	2人	3人	1人
	町村役員名	代表取締役（町長） 取締役（助役）	代表取締役（村長） 取締役（助役、教育長）	監査役（助役）
職 員 数	総 数	2人	13人	14人
	町村出向職員	-	-	-
	プロパー職員	2人	13人	14人
業 務 分 類		その他	観光・レジャー	観光・レジャー
土 地		町有地	村有地	町有地
建 物		自社所有	村所有	町所有
主 要 業 務		風力発電による売電業務および関連業務	宿泊施設の管理運営 (ホテル恵風)	宿泊施設等の管理運営 (ホテルひろめ荘) (町民保養センター) (河川公園)
所 在 地		恵山町字高岱68番地の4	榎法華村字恵山岬61番地の2	南茅部町字大船832番地1, 2, 3
契 約 内 容		土地使用貸借契約	管理運営委託契約	管理運営委託契約

協議第6号

## 水道事業の取扱いについて

水道事業の取扱いについて提案する。

平成15年11月26日提出

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会  
会長 函館市長 井上博司

協議項目第31号

水道事業の取扱い

- 1 戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町の簡易水道事業は，函館市に引き継ぐものとする。
- 2 水道料金については，函館市の水道料金に統一する。  
ただし，一般家庭用以外の水道料金については，合併年度および平成17年度から5か年度は不均一とする。
- 3 検針，料金徴収業務については，函館市の制度に統一する。

## 1 水道事業

### 【調整の具体的な内容】

戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町の簡易水道事業は，函館市に引き継ぐものとする。

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
事 業 名	上水道事業	簡易水道事業	簡易水道事業	簡易水道事業	簡易水道事業
地方公営企業法 適用・非適用	適 用	非適用	非適用	非適用	適 用
会 計	企業会計	特別会計	特別会計	特別会計	企業会計

## 2 水道料金

### 【調整の具体的な内容】

水道料金については，函館市の水道料金に統一する。  
ただし，一般家庭用以外の水道料金については，合併年度および平成17年度から5か年度は不均一とする。

### (1) 水道料金体系の比較

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
料金体系	基本料金 (口径別) + 水量料金 (用途別)	基本料金 (用途別) + 超過料金 (用途別)	基本料金 (用途別) + 超過料金 (用途別)	基本料金 (用途別) + 超過料金 (用途別)	基本料金 (用途別) + 超過料金 (用途別) + メーター使用料 (口径別)

函館市は，家庭用の水量料金単価を段階別に設定

### (2) 水道料金比較(月額・税込み)

#### (ア) 一般家庭用

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町	
使用水量	8	745円	2,200円	1,990円	1,785円	1,785円
	10	745円	2,200円	2,280円	1,785円	1,785円
	20	1,869円	4,600円	3,750円	3,255円	3,360円
	30	3,328円	7,000円	5,220円	4,725円	4,935円
	40	4,861円	9,400円	6,690円	6,195円	6,510円
	50	6,394円	11,800円	8,160円	7,665円	8,085円

口径は13mm

## (イ) 水産加工業等大口需要

区 分		函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
使用水量	100	25,252円	9,800円	26,250円	15,435円	14,773円
	250	48,247円	36,800円	40,420円	37,485円	27,373円
	500	86,572円	81,800円	64,050円	74,235円	48,373円
	750	124,897円	126,800円	87,670円	110,985円	69,373円
	1,000	163,222円	171,800円	111,300円	147,735円	90,373円

口径は50mm

## (ウ) その他の営業用

区 分		函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
使用水量	10	2,698円	4,600円	4,720円	3,675円	6,846円
	20	4,231円	4,600円	4,720円	3,675円	6,846円
	30	5,764円	7,000円	5,980円	5,145円	6,846円
	40	7,297円	9,400円	7,240円	6,615円	6,846円
	50	8,830円	11,800円	8,500円	8,085円	6,846円

口径は20mm

## 3 検針，料金徴収業務

## 【調整の具体的な内容】

検針，料金徴収業務については，函館市の制度に統一する。

区 分		函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
検針業務		隔 月	毎 月	毎 月	毎 月	毎 月
徴収業務	徴 収 月	隔 月	毎 月	毎 月	毎 月	毎 月
	徴収方法	口座振替 納付書	口座振替 納付書 集 金	口座振替 納付書 集 金	口座振替 納付書 集 金	口座振替 納付書 集 金
	納 付 先	市役所本庁舎	役 場	役 場	役 場	役 場
		亀田支所・湯川支所	金融機関	金融機関	金融機関	金融機関
		水 道 局		大潤簡易郵便局		
		旧亀田営業所				
金融機関および郵便局						
コンビニエンスストア						



## 教育・文化・スポーツ事業の取扱いについて

教育・文化・スポーツ事業の取扱いについて提案する。

平成15年11月26日提出

函館市・戸井町・恵山町・楡法華村・南茅部町合併協議会  
会長 函館市長 井上博司

協議項目第34号	教育・文化・スポーツ事業の取扱い
----------	------------------

- 1 学校および社会教育施設等の管理運営については、現行のとおりとする。
- 2 学校教育関連事業の取扱い
  - (1) 小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。
  - (2) 恵山高等学校の授業料等は、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。
  - (3) 戸井幼稚園の保育料等は、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から5か年度で段階的に調整し函館市の制度に統一する。
  - (4) 遠距離通学支援事業は、現行のとおりとする。
  - (5) 修学旅行は、函館市の制度に統一する。  
ただし、戸井町については、平成18年度まで現行のとおりとし、平成19年度から函館市の制度に統一する。
  - (6) 給食費および給食回数については、それぞれの地域の実情を考慮し、5年間を目途に統一する。
- 3 生涯学習関連事業は、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編等の調整を行い、生涯学習の推進や文化・スポーツの振興に努めるものとする。
- 4 戸井町、恵山町、南茅部町の指定文化財は、函館市に引き継ぐものとする。

## 1 学校および社会教育施設等の管理運営

### 【調整の具体的な内容】

学校および社会教育施設等の管理運営については、現行のとおりとする。

#### (1) 小学校

函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町	合計
40校	2校	4校	1校	4校	51校

#### (2) 中学校

函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町	合計
22校	2校	2校	1校	2校	29校

#### (3) 高等学校

函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町	合計
2校		1校			3校

#### (4) 幼稚園

函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町	合計
3園	1園				4園

#### (5) 社会教育施設等

函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町	合計
24施設	6施設	1施設	1施設	3施設	34施設

#### (6) スポーツ施設

函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町	合計
16施設	2施設	1施設		8施設	27施設

## 2 学校教育関連事業

### (1) 小・中学校の通学区域

#### 【調整の具体的な内容】

小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。

区分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
小学校	西小学校ほか 40通学区域	戸井西小学校 日新小学校 2通学区域	恵山小学校 古武井小学校 尻岸内小学校 日浦小学校 (H16.4.1から「えさん小学校」に統合予定) 4通学区域	椴法華小学校 1通学地域	木直小学校 磨光小学校 臼尻中学校 大船小学校 4通学区域
	西中学校ほか 22通学区域	日新中学校 潮光中学校 2通学区域	尻岸内中学校 東光中学校 2通学区域	椴法華中学校 1通学地域	尾札部中学校 臼尻中学校 2通学区域

### (2) 恵山高等学校の授業料等

#### 【調整の具体的な内容】

恵山高等学校の授業料等は、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。

(単位：円)

区分	函館市	恵山町	函館市との比較	備考
検定料(1人当たり)	2,200	2,200	0	
入学料(1人当たり)	5,500	5,500	0	
授業料(月額)	9,300	9,000	300	恵山町の対象者数 71人

### (3) 戸井幼稚園の保育料等

#### 【調整の具体的な内容】

戸井幼稚園の保育料等は、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から5か年度で段階的に調整し函館市の制度に統一する。

(単位：円)

区分	函館市	戸井町	函館市との比較	備考
入園料(1人当たり)	10,700	3,000	7,700	戸井町の対象者数 85人
保育料(月額)	5,900	5,000	900	

(4) 遠距離通学支援事業

【調整の具体的な内容】

遠距離通学支援事業は、学校統合の経緯等を考慮し、現行のとおりとする。

区分	函館市	戸井町	恵山町	楳法華村	南茅部町
小学校	通学バス運行	通学バス運行	通学バス運行(予定)	制度無し	バス定期券相当額を補助
	湯川小学校通学区域 根崎生活館～教育センター間 登校時 2回 下校時 3～4回 対象者 87人	戸井西・日新小学校通学区域 登校時 1回 下校時 3回 対象者 39人	(小学校4校統合により平成16年4月から運行を予定 対象者約100人)		遠距離通学 4 km以上  対象者 22人
中学校	制度無し	制度無し	制度無し	制度無し	バス定期券相当額を補助
					遠距離通学 6 km以上 対象者 6人

(5) 修学旅行

【調整の具体的な内容】

修学旅行は、函館市の制度に統一する。  
 ただし、戸井町については、平成18年度まで現行のとおりとし、平成19年度から函館市の制度に統一する。

区 分		函館市	戸井町	恵山町	楳法華村	南茅部町	
小学校	日数	1泊2日以内	1泊2日以内	1泊2日以内	2泊3日	1泊2日以内	
	旅行範囲	基準	全行程500km程度	全行程500km程度	北海道・東北	なし	全行程500km程度
		H15年	青森県	札幌	札幌	札幌圏	青森県
	保護者負担額	基準額	24,000円	なし	なし	なし	なし
		H15年	21,991円	22,000円	24,000円	30,000円	26,200円
	市町村負担額	なし	なし	なし	14,565円	なし	
中学校	日数	3泊4日以内	3泊4日以内	3泊4日以内	3泊4日	3泊4日以内	
	旅行範囲	基準	全行程1,200km程度	なし	北海道・東北・関東	なし	全行程1,200km程度
		H15年	東北	首都圏	東北・首都圏	首都圏	東北
	保護者負担額	基準額	61,600円	なし	なし	なし	なし
		H15年	57,527円	52,000円	68,000円	70,000円	57,500円
	市町村負担額	なし	54,000円	なし	23,581円	なし	
高等学校	日数	5泊6日以内		5泊6日以内			
	旅行範囲	基準	日本国内 例外規定あり		日本国内		
		H15年	関東・関西・九州		関西・四国		
	保護者負担額	基準額	なし		なし		
		H15年	東 4泊5日 関東・関西 111,975円 北 4泊5日 関西・九州 125,000円		140,657円		
	市町村負担額	なし		なし			

資料：5市町村修学旅行等実施基準

(6) 学校給食事業

【調整の具体的な内容】

戸井町，恵山町，南茅部町の学校給食センターは，当分の間，現行のとおりとする。

給食費および給食回数については，それぞれの地域の実情を考慮し，5年間を目途に統一する。

区		函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
施設の名称		学校給食調理場	学校給食センター	学校給食センター	恵山町給食センターに委託	学校給食センター
施設数		単独調理場15校 共同調理場21校	1箇所	1箇所		1箇所
給食形態		完全給食	完全給食	完全給食	完全給食	完全給食
給食費 (年額)	小学校	2～5年 40,550円	1～6年 42,600円	1～6年 43,200円	1～6年 43,200円	1～6年 40,200円
		1,6年 39,890円				
	中学校	1,2年 50,440円	1～3年 52,800円	1～3年 52,800円	1～3年 52,800円	1～3年 49,200円
		3年 48,210円				
	幼稚園		32,200円			
高校		60,000円				
給食回数 (年)	小学校	2～5年 185回	1～6年 193回	1～6年 190回	1～6年 190回	1～6年 190回
		1,6年 182回				
	中学校	1,2年 181回	1～3年 193回	1～3年 190回	1～3年 190回	1～3年 190回
		3年 173回				
	幼稚園		175回			
高校		175回				
調理食数 (日)	小学校	40校 14,555食	2校 196食	4校 241食	1校 101食	4校 457食
	中学校	22校 7,900食	2校 135食	2校 159食	1校 67食	2校 278食
	幼稚園		1園 97食			
	高校		1校 61食			
	計	22,455食	489食	400食	168食	735食

### 3 生涯学習関連事業

#### 【調整の具体的な内容】

生涯学習関連事業は、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら、5年間を目途に統合・再編等の調整を行い、生涯学習の推進や文化・スポーツの振興に努めるものとする。

区分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
生涯学習関係事業	まなびっと広場	子どものつどい	少年少女自然体験学習	友好村子ども交流	子どもサタディプラン
	まなびっとフェア	少年体験学習	恵山町ふれあい事業(自然探索活動)		ふるさと体験教室
	函館・下北青年・子ども交流	函館・下北青年・子ども交流	函館・下北青年・子ども交流	函館・下北青年・子ども交流	函館・下北青年・子ども交流
	青少年育成フォーラム	ウィークエンドジュニアリーダー研修会	恵山町青少年健全育成事業		青年学園事業
	高齢者大学・短期老人大学	ふれあい学園	恵山町ふれあい高齢者大学		沿岸漁業大学開設ほか
	社会学級	家庭教育学級		趣味・体験教室事業	家庭教育学級
	社会教育各種講座ほか	社会教育各種講座ほか	社会教育各種講座ほか	社会教育各種講座ほか	社会教育各種講座ほか
芸術・文化振興事業	函館市文化賞	文化・芸術・スポーツ表彰			
	市民文化祭	町民文化祭	町民文化祭	村民文化祭	町民文化祭
	函館市文化・スポーツ振興財団事業	芸術文化鑑賞教室			
	芸術・文化団体育成・支援	文化団体育成・支援	文化団体育成・支援事業		文化団体育成・支援事業
	姉妹友好都市文化交流事業	姉妹町文化交流事業			
			書初め大会	書き初め会	書初め大会
	学校開放(文化) ほか				
スポーツ振興事業	スポーツ振興賞	文化・芸術・スポーツ表彰			
	函館ハーフマラソン大会	道南駅伝競走大会			
	市民ふれあい運動会	各種町民スポーツ大会	各種町民スポーツ大会	村民運動会	各種町民スポーツ大会
		少年スポーツ大会	少年スポーツ大会		
	スポーツ少年団活動支援	スポーツ少年団活動支援	スポーツ少年団活動支援	スポーツ少年団運営事業	スポーツ少年団活動支援
	各種大会・派遣事業	各種大会・派遣事業	各種大会・派遣事業	各種大会・派遣事業	各種大会・派遣事業
	スポーツ指導員に係る各種事業				体育指導員研修事業
	体育協会支援事業	体育協会支援事業	体育協会支援事業	体育協会支援事業	体育協会支援事業
		海峡ブロック交流事業	海峡ブロック交流事業	海峡ブロック交流事業	
	学校開放(スポーツ)	学校開放(スポーツ)	学校開放(スポーツ)	学校開放(スポーツ)	学校開放(スポーツ)
海水浴場設置 ほか		スポーツ塾・教室・講演会	生涯スポーツ普及事業	スポーツリーダーバンク事業	
公民館事業	公民館講座				公民館講座
	成人学校				
	地域講座			趣味講座	出前講座
	文化講演会 ほか	生涯学習推進セミナー		各種講演会等の開催	各種講演会等の開催
図書館事業	読み聞かせ・朗読講座	親子読書会			図書活動(公民館図書室, 酒井節雄記念文庫)
	郷土の歴史講座	移動図書			
	古文書解読講座	図書貸出			巡回図書
	点訳奉仕者養成講座				
	市民文芸作品集刊行ほか				
博物館事業	博物館講座	郷土館展示室開放事業	郷土博物館開館		大船遺跡速報展示室管理事業
	(自然科学・歴史・考古・美術)	埋蔵文化財開放事業			文化財保護活用事業
	特別展・企画展等				
	館報・研究紀要発行ほか				

## 4 指定文化財

### 【調整の具体的な内容】

戸井町，恵山町，南茅部町の指定文化財は，函館市に引き継ぐものとする。

(単位：件)

区分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
国指定	重要文化財 6 重要有形民俗文化財 1 特別史跡 1 史跡 2 名勝 1				重要文化財 1   史跡 1
国選定	重要伝統的建造物群保存地区 1				
国登録	登録有形文化財 6				
道指定	有形文化財 15	有形文化財 1	史跡 3		
市町村指定	有形文化財 44 有形民俗文化財 1		史跡 2 名勝 3 天然記念物 2		有形文化財 19 有形民俗文化財 4 無形民俗文化財 2 史跡 2 天然記念物 2
計	(国指定11,国選定1,国登録6,道指定15,市指定45) 78	(道指定1) 1	(道指定3,町指定7) 10		(国指定2,町指定29) 31

\*平成15年10月現在